

(5) 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業

環境配慮型浄化槽（省エネ、コンパクト化、再生材使用等）を推進するとともに、地震に強い浄化槽の特徴を生かした防災・減災まちづくりを重点的に支援するため、平成 28 年度から国の事業として創設された。（助成率 1/2）

【設置要件】 以下の①または②を満たすこと

- ① 事業実施区域において、環境配慮型浄化槽の年間整備基数のうち、10%以上を単独処理浄化槽からの転換とすること。〔個人設置事業〕〔市町村設置事業〕
- ② 事業実施区域において、単独処理浄化槽の設置割合が 40%以下の地域の場合：
地域防災計画等において、国土強靱化の観点から浄化槽整備を位置付け、その計画に基づき実施される浄化槽の面的整備、または地域防災拠点への浄化槽整備を図ること。〔市町村設置事業〕

【性能要件】 環境配慮型浄化槽とは、以下の①及び②を満たす浄化槽とする

- ① 消費電力が基準以下であること

表 1：消費電力基準（単位：w/h）

人槽 [人]	通常型	BOD10 mg/以下	りん除去型
5	47	58	92
7	67	83	100
n (10 人槽以上)	$n \times 8.7 + 5$	$n \times 10.8 + 5$	$n \times 16 + 14$

- ② 環境性能ア～エのいずれかを満たすこと

ア 浄化槽の消費電力が表 1 の消費電力よりもさらに 10%以上低減されていること。

イ 浄化槽本体の大きさがコンパクト化されており、表 2 の総容量の基準を満たすこと。

表 2：浄化槽本体の大きさの基準

人槽 [人]	総容量 [m ³]
5	2.2
7	3.1
n (10 人槽以上)	$n \times 0.45$

ウ ディスポーザ対応浄化槽であること。

エ プラスチックを主材料とする浄化槽であって、製品全体の構成部品に含まれるプラスチックの全重量に占める再生プラスチックの重量割合が、ポストコンシューマ材料の場合は 25%以上、プレコンシューマ材料の場合は 50%以上であること。ただし、再生プラスチックにポストコンシューマ材料とプレコンシューマ材料を併せて使用する場合は、以下の式による。

$$\frac{\text{プレコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \times \frac{1}{2} + \frac{\text{ポストコンシューマ材料重量}}{\text{プラスチック全重量}} (\%) \geq 25$$